

オオハンゴンソウは、「特定外来生物」です！



この植物を植えたり、  
拡げたりすることは、  
法律により禁止されています。

7～10月にかけて、鮮やかな黄色の花を着けるオオハンゴンソウ。  
しかし、きれいな花だからといって、絶対にご自宅のお庭や花壇に植えてはいけません！

オオハンゴンソウは日本の在来植物に重大な影響を及ぼすおそれがある植物として、外来生物法の「特定外来生物」に指定され、栽培、運搬、販売、野外に放つことなどが禁止されています。



### オオハンゴンソウ

学名：Rudbeckia laciniata (ルドベキア・ラキニアタ)  
北アメリカ原産

特徴：多年生草本、高さ1～3m程度。

地上部が枯れたり刈り取られても、残った地下茎から茎を出して再生する。



# なぜオオハンゴンソウが「特定外来生物」に指定されたの？

北アメリカ原産のオオハンゴンソウは明治時代に観賞用として輸入され、日本全国に広がりました。特に寒冷地に多く、尾瀬周辺部でも定着が確認され、一部では大群落が見られます。

オオハンゴンソウ等の外来植物は、一度定着すると在来の植物を覆ってしまったり、駆逐してしまいます。山村に生息する希少な植物にとっては、非常に大きな脅威と言えるでしょう。

## 見分けるポイント



開花期には黄色の花弁が垂れ下がり、中心にある花床が盛り上がり、黄緑色をしている。



切れ込みが深く、裏側には毛が生えている。



根の根元が赤い。

## 見つけたらどうする？

オオハンゴンソウは生きたまま移動させる、保管するなどの行為が禁止されています。発見したら、根から引き抜いたものを2～3日天日にさらして枯死させる等した後で、ビニール袋などを使い密閉し、各自治体のゴミの分別方法に従って処分してください。拡げないためには、種子を付ける前に駆除することが望めます。

※土地所有者の許可を得ずに土地に侵入したり、無断で駆除作業を行うことは決して行わないでください。

その他の「特定外来生物」や外来生物法について知りたい方は、  
環境省のホームページの「外来生物法」をご覧ください。

<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

[作 制] 環境省 関東地方環境事務所

[連絡先] 関東地方環境事務所野生生物課 TEL. 048-600-0817 FAX. 048-600-0521

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における[印刷]に係る判断の基準に従い、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。